

2026年4月1日
京都やましる農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

京都やましる農業協同組合（以下、「当組合」という）は、『「人」・「農」・「食」のつながりを大切にし、心豊かで夢と希望あふれる地域社会の創造に貢献します』を経営理念に掲げております。

この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、組合員・利用者の皆さまの生活設計とニーズに応じた商品・サービスの提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組み方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。【原則6（注6、7）】

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供します。また、将来に向けた資産形成ニーズにお応えするため、個人向け国債や投資信託等の運用商品を取り揃え、組合員・利用者の豊かな生活設計をサポートします。

① 組合員・利用者の皆さまに提供する投資性金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズと目的にお応えできる商品をご提供いたします。

当該商品を組成する投信運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定いたします。

投信運用会社、販売会社全体で組合員・利用者の最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入された組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投信運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。

② 金融商品の提供にあたっては、組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『JAバンクセレクトファンド』をご用意しています。

【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注 1、2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および(注)、原則 3、原則 6 本文および(注 2、3)、補充原則 1～5 本文および(注)】

2 組合員・利用者本位の提案と情報提供

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

(1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産・ニーズや目的に応じて、貯金・ローン・投資信託等の最良・最適な商品をご提案します。特に投資信託については、『資産運用ガイドランス』、『JAバンク資産運用スタイル診断シート』を用い組合員・利用者の皆さまの属性・適合性を判断し、ライフイベントに沿った無理のない資産形成をサポートします。また、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧に説明します。

② ご提案する商品の特性・リスク等については、組合員・利用者にご理解いただけるよう、同種の商品と比較することが容易となるように配慮した資料を用いて、商品の複雑さやリスク度合いに応じ、分かりやすく、かつ丁寧に説明します。

③ 組合員・利用者にご負担いただく手数料・費用等の重要な情報は、分かりやすく、かつ丁寧に説明します。

④ 保有資産の状況や市場の動向等の情報提供を通じて、組合員・利用者それぞれの資産形成・運用の目的に応じて長期的な視点にも配慮した適時適切なアフターフォローを行います。

【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1～5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- ③ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。
- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じて「つながり」づくりを行いより安心いただけるよう近況確認や契約内容の確認等のアフターフォローを実施します。

【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

3 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。

【原則 2 本文および(注)】

4 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および(注)】

5 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。

また、組合員・利用者本位の業務運営を徹底し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、各種研修等の機会提供等を通じ継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

＜内部研修・資格制度＞

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・スマイルサポーター認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・推進担当者認証要件研修（対象：共済担当職員） など

＜取得を推奨する外部資格＞

- ・証券外務員（1種）（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：全管理職）
- ・FP技能士（1級・2級・3級）（対象：信用共済担当職員）
- ・金融窓口サービス技能士（1級・2級・3級）（対象：信用共済担当職員）

※上記の原則、注番号および補充原則は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

制定2025年2月27日

改正2026年4月1日